

神戸市立工業高等専門学校広報室規則

2023年4月1日

規則第124号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校広報室（以下「広報室」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(広報室の目的)

第2条 広報室は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の広報活動の推進を図ることを目的として次のことを実施する。

- (1) 広報室の運営及び広報活動方針に関すること。
- (2) 入試関連の広報に関すること。
- (3) 本校の知名度向上のための外部に向けた情報発信に関すること。

(構成及び職務)

第3条 広報室は、広報室長（以下「室長」という。）、機械工学科及び一般科の教員各2名、電気工学科、電子工学科、応用化学科及び都市工学科の教員各1名、事務室総務課及び学生課担当者各1名、並びに技術職員若干名の委員をもって構成する。室長は、所属する学科の委員を兼任することができる。

- 2 室長は、毎年度の当初に委員の中から広報副室長（以下「副室長」という。）を指名するものとする。副室長は、室長に事故があるときは、これを代理し、室長が欠けたときは、これを代行する。
- 3 広報室の業務を円滑に遂行するために運営委員会を置く。
- 4 運営委員会の委員は、室長、教務主事（教育）、事務室総務課総務担当係長及び学生課教務担当係長とする。
- 5 室長は、運営委員会の委員長を兼任し、広報室の管理運営及び活動方針を掌理する。
- 6 広報室の委員は、原則として教務委員会、学生委員会、総合情報センター、地域協働研究センター及び国際協働研究センターの委員を兼任しないものとする。

(任命)

第4条 室長は、校長が任命する。

(任期)

第5条 室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第6条 広報室が所掌する業務は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

- 2 室長は、各企画の運営に関して、学科長を通して各科から当日の要員を求めることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、広報室に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、広報室で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

<広報室の所掌業務>

- 1 中学生，編入志望者及び保護者対象の説明会実施に関すること。
- 2 中学生及び編入志望者の学校見学会に関すること。
- 3 学校案内作成に関すること。
- 4 新入生アンケートに関すること。
- 5 中学校や学習塾等が主催する進学説明会に関すること。
- 6 中学校や学習塾等から依頼された本校説明用資料作成に関すること。
- 7 本校広報用ポスター及びリーフレット作成に関すること。
- 8 ホームページの更新に関すること。

<運営委員会の所掌業務>

- 1 広報方針の決定に関すること。
- 2 広報関連予算に関すること。